

新小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者選定プロポーザル実施要綱

平成29年11月27日  
29小院総第791号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成31年5月開院予定の新小牧市民病院（以下「新病院」という。）に設置する喫茶等飲食店（以下「喫茶店」という。）の設置及び運営業務について、最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、新病院内の一部を小牧市財産管理規則第9条の規定を準用して貸与し、来院者等に対して喫茶・軽食（ランチ含む）等を提供する喫茶店の設置及び運営業務（以下「業務」という。）とする。

(参加条件)

第3条 プロポーザルに参加する者は、次の各号のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（許可病床数が500床以上の病院に限る。）で平成29年11月27日現在2年間以上の喫茶店の運営実績を有していること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第235号）に基づく飲食店営業許可その他飲食店の営業に係る必要な許可を有しており、新病院において喫茶店の営業に必要な許可が受けられる見込みがある者であること。
- (3) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法律に基づく許可の取消し等の処分を過去2年間受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- (6) 業務に起因する事故及び苦情に対し、喫茶店を運営する事業者の責任において速やかに対応することができ、かつ、相応の補償能力を有していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。平成24年6月25日付小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225条）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(10) その他関係法令に基づき、新病院における喫茶店の運営方針に適合する店舗を開設し、維持及び運営ができること。

（公募の公告）

第4条 小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格及び条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について公告をするものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院のホームページで公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書等を管理者に提出しなければならない。

（一次審査）

第6条 管理者は、一次審査として参加表明書等を別に定める新小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査させるものとする。

2 審査委員会は、別に定める評価基準に基づき、参加表明書等を提出した者（以下「提出者」という。）から、二次審査の出席要請者として上位3者程度を選定し、管理者に報告するものとする。ただし、3者に満たない場合は、第一次審査を省略することができる。

3 管理者は、前項の報告に基づき、すべての提出者に対して、一次審査の結果を様式第1及び様式第2により通知するものとする。この場合におい

て、審査結果に関する問合せ、異議申立て等は一切受け付けないものとする。

(二次審査)

第7条 審査委員会は、前条第2項の規定により選定した者に対し、二次審査として、参加表明書等の内容の聴取等を行い、業務について最適な者及び次点者各1者を選定し、その結果を管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、業務について最適な者及び次点者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により、最適な者及び次点者として特定した者に対して、様式第3及び様式第4により特定した旨を通知し、特定しなかった者に対しては、様式第5により特定しなかった旨を通知するものとする。

4 前条第3項後段の規定は、前項について準用する。

(審査結果の公表)

第8条 前条第2項の規定による特定後、小牧市民病院ホームページにおいて公表するものとする。

(覚書の締結及び見積書の徴収)

第9条 管理者は、最適な者として特定した者（以下「最優秀者」という。）と業務に係る覚書を結ぶものとし、見積書を徴収するものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、覚書の締結が不可能となった場合は、次点者を覚書の締結及び見積書の徴収の相手方とする。

2 前項の場合において、最優秀者に生じる損害については、小牧市病院事業は一切の責を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月27日から施行する。

2 この要綱は、業務に係る覚書の締結をもって、その効力を失う。